

檀原市建設管理課への申請条件

市道のR7.8.1申請分より添付書類「交通規制報告確認書」が「協議報告書」に変更となります。

※謄本については要約書でも可

	市道	行政財産	法定外
申請名義人	土地所有者もしくは事業主体（給水装置の所有者）		
名義資格の確認	不要		1、引込先の登記簿で申請名義人が土地所有者であることを確認。 2、引込先の登記簿で土地所有者を確認し、同意書もしくは借地契約書等で申請名義人が給水装置の所有者足り得ることを確認。 以上のいずれかにより申請名義人を確認（原則1もしくは2）
押印	交通規制報告確認書に申請者・施工業者・受託者のいずれかの押印が必要（7月末まで） 協議報告書に、自治会・区長の受領印が必要（R7.8.1～）	同意書に地元代表者の押印が必要	1、誓約書に申請者の押印が必要 2、同意書に地元代表者の押印が必要 3、水路等がある場合、同意書に水利組合長等の押印が必要 4、境界明示がない場合、同意書に利害関係人の押印が必要
占用期限	10年	申請年度内	5年ごとの更新年まで（）
名義変更	土地等の所有権移転もしくは借地等の契約解除等に伴って所有権が変更される場合に届け出が必要		
使用料	量水器より上流側については無償		
警察協議	あり	なし（交通規制に係る資料の添付は任意）	
登記資料	添付不要	公図及び謄本の添付をもって当該公共物が檀原市所有であることを示す（建設管理課が管理物件であることを明確に把握している場合は謄本は省略可能）	1、公図の添付が必ず必要 2、名義資格確認のため引込先の謄本の添付が必要 3、当該公共物が有地番の場合、謄本の添付をもって檀原市所有であることを示す 4、申請区間に境界明示がない場合、謄本の添付をもって同意書の利害関係人を確認
境界明示	不要		要 ※取得困難な場合は法定外公共物の管理者が申請書に添付
企業団の事前確認	別途様式による（メールでの確認も可）		

・縦断占用や水路添架がある場合は、事前に建設管理課の占用担当者に図面を提示し、内容について事前確認の上、承認を受けてください。

承認がない場合は、許可することができない場合があります

・申請を受付してから許可まで、標準処理期間として、2～3週間ほど要しますので、期間に余裕をもってご提出をお願いします。